

韓国の金融システムと地域金融の実態把握
——『環黄海地域における産業集積と地域金融の展開』の
予備調査として——

北九州市立大学産業社会研究所 教授
木村 温人

Working Paper Series Vol. 2001-08
2001年4月

この Working Paper の内容は著者によるものであり、必ずしも当センターの見解を反映したものではない。なお、一部といえども無断で引用、再録されてはならない。

財団法人 **国際東アジア研究センター**
ペンシルベニア大学協同研究施設

韓国の金融システムと地域金融の実態把握

——『環黄海地域における産業集積と地域金融の展開』の予備調査として——

北九州市立大学産業社会研究所 教授

木村 温人

1. はじめに

本稿は『環黄海地域における産業集積と地域金融の展開』【最終報告】作成のための予備調査：「韓国の金融システムと地域金融の実態把握」である。周知のように近年の環黄海地域における貿易や直接投資さらに技術交流等の経済実態は着実に発展し、今日この流れの中から「日韓自由貿易協定」等の動きも生まれてきている。電機・機械・自動車等の部品産業をはじめとする製造業部門の相互依存関係は、将来的にも、周辺地域を巻き込む形でさらに進展していくものと予想される。

しかしながら、このような製造業部門の相互依存関係の進展に比べると金融部門の姿は旧来のままで、同地域発展のための新たな金融システム形成についての議論や研究は非常に少なく、その実体も大幅に遅れている。とりわけ同地域発展の主体でもある当該自治体や地域レベルの金融システム構築については皆無に近い。あらためて言うまでもなく、これまでのわが国の金融システムは中央主導のもので、地域や自治体主導の金融システムの構築はこれまで殆ど見られなかった。

今日、中央(国)の膨大な国債発行残高の累増等からも推察されるように、これまでの中央統制のシステムは今後そのままのかたちでは継続不可能であり、これに変わるシステムが求められている。すなわち、一国内的には中央政府を軸に据えずに地方と地方で独自に形成された分権的システムの構築であり、対外的それは「中央政府を介さない国境を越えて得た地方主体の地域圏」である。仮に後者を、金融政策の立場から、この北部九州地域に引き寄せていけば、「環黄海経済圏と自立的金融システムの形成」と言うことになるのかもしれない。

筆者は、これまでにこの地域の上記のようなシステム構築の一環として、環黄海地域自治体による「中小企業基金」の創造、同地域の「越境型自治体連合債」の実施、或は「北東アジア開発銀行」創設などの自治体主導の地域金融政策を構想してきた。しかしながら、このような構想がはたして韓国・中国・台湾などの金融実態、特に地域金融の実態に照らして本当に可能かどうかについての実証的な分析や具体的な検証を行うまでには至っていなかった。

本稿のタイトルを、「韓国の金融システムと地域金融の実態把握」とし、副題で『環黄海地域における産業集積と地域金融の展開』【最終報告】の予備調査としているのは以上のような事情によるものである。この種の地域金融に視点を据えた研究はわが国においても希少であり、しかも関係諸国及び地域における同様の研究も、有無を含めて(現在のところ)全く不明であるが、このたび国際東アジア研究センター(ICSEAD)の御配慮によりそのための研究の第一歩を踏み出すことが出来たわけである。このご配慮に感謝するとともに、引き続き関係諸国及び地域(中国、台湾、等々)における同様の調査を続けていきたいと考えている。

2. IMF 管理下の韓国の金融経済

(1) 外貨危機と総合金融会社の経営破綻

1960年代以降、「漢江の奇跡」と称された韓国経済は、いくつかの曲折はあるものの順風満帆の勢いで発展し、96年には先進国クラブである OECD の加盟をも果たした。ところが、その直後の翌97年秋に至り通貨危機を原因とする外貨資金返済不能に見舞われ、同年11月に IMF(国際通貨基金)に対し緊急融資を申し入れする事態に陥り、以降、韓国は同基金の実質管理下に入ることとなった。この通貨危機は直接的には短期資金の急激な国外流出による外貨準備の枯渇からきたものであるが、それまで続けていた下落ウォンの買い支えをこの段階で放棄し、およそ1ヶ月後の12月16日、韓国は完全変動相場制へ移行した。

大幅な通貨の下落(=買い支え)から金融システムが破綻していくこのパターンは、これまでも見られた通貨危機状況と同様で、タイに端を発し韓国にも伝播した今回のアジア通貨危機下の各国もその例外ではなかった。韓国政府と IMF との緊急融資をめぐる条件の協議のなかで、まず早急に手をつける必要があるとされたのは、今回の危機の第一主犯格と目された「総合金融会社」と金融システムの中核にある「銀行」であった。改革はこの事態の一ヶ月後に大統領選に勝利した金大中氏によってなされるのであるが、この両金融機関に対して同政権は合併・退出を含む強力な改革によって実行することになった。

総合金融会社は、わが国ではあまり馴染みの無いものであるが、英国のマーチャント・バンクや米国の投資銀行の機能に中長期設備投資金融の機能を結合させた韓国独特のもので、主に海外の資金及び中長期ローンを国内に仲介するために70年代後半に設立された。その基本は1975年に交付された「総合金融会社に関する法律」に依っているが、当初は外資系の合弁企業を中心であったが、95年以降の金融自由化のなかで投資金融会社から総合金融会社へ転換したものが相次ぎ会社数は急増し、銀行と海外短期資金の調達と国内企業向けの貸し付けで激しい競争を繰り広げるまでに成長してきた。しかし急増した新・総合金融会社は海外業務の経験不足や経営基盤が脆弱であったため、97年の景気悪化の中でその多くが経営不振に陥り業務継続が困難になった。

政府は IMF との協議の直後にこのうちの9社に対して外国為替業務の停止、続けて14社を営業停止処分にし、その後、営業停止処分になった総合金融会社の清算・整理を行う「ブリッジバンク」を設立し、98年の半ばには全社30のうちのおよそ半分を認可取り消しや清算処分とし、99年にはさらに退出・合併等を経て同年末には10社に整理している(第1表参照)。

(2) 銀行部門の経営破綻と再編

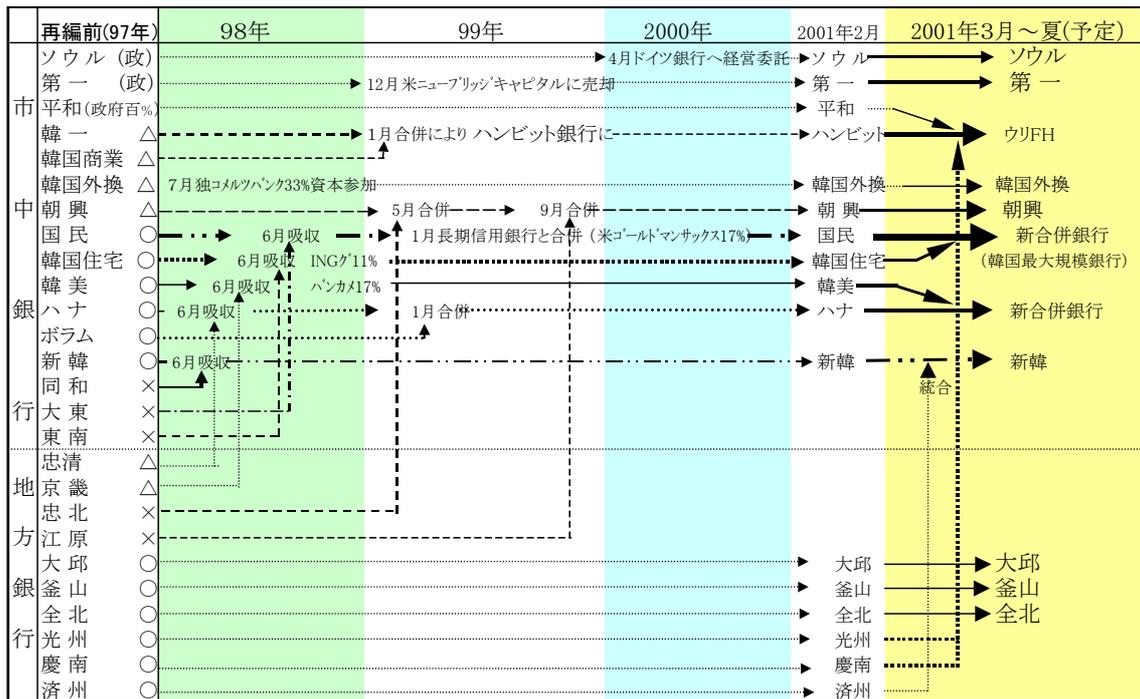
当初、総合金融会社に集中していた経営破綻は98年半ばに至り銀行部門にも広がっていった。先ず初めの第一波は、第1図に見るように、同年6月に集中して押し寄せた再編である。すなわち、東南、大東、同和の3行がそれぞれ市中銀行(日本の都市銀行にあたる)の上位行である国民、住宅、新韓との強制合併を命ぜられ、地方銀行の忠清、京畿の2行も同じく市中銀行のハナと韓美に吸収合併されていく。前者3行は、溯ること10年前のソウル・オリンピック景気に沸く89年に、

第1表. 韓国の金融機関数とその内訳(1997~99)

	1997年末	1998年			1999年			1999年末
	機関数	退出	合併	新設	退出	合併	新設	機関数
銀行	33	5	3			2		23
保険会社	50	4	1					45
総合金融	30	16			1	3		10
信用金庫	231	22	2	4	21	10	6	186
信用組合	1,666	69	14	9	103	45		1,444
証券会社	36	6		1			1	32
投資信託	31	7				1		23
合計	2,077	129	20	14	125	61	7	1,763

(出所) IDE-JETRO 「アジア研・ワールドトレンド」2000年6月、p5の表1に加筆修正

第1図. 韓国銀行部門の再編 (市中銀行・地方銀行)



(出所)韓国銀行、金融監督委員会の各種資料、朝鮮日報、邦字新聞各社等より作成(2001年3月現在)。

(注)○は健全銀行、△は経営改善勧告の銀行、×は経営改善命令の銀行(主にBIS自己資本比率、無収益与信比率などに依った)。

(政)は政府出資の銀行で外資下のものと見ていい。

2001年夏(予定)の内、国民銀行・住宅銀行については昨年末に「合併合意書」に署名。ハンビットを軸とした政府主導の持ち株会社には、当初銀行も予定されていたが、その後の公的資金注入の過程で、新韓銀行への統合が確定的になった(朝鮮日報2000年12月13日に依っている)。

それぞれ釜山、大邱、ソウルに本拠を置くかたちで設立された。しかし、これら大都市には既に有力市中銀行や地方銀行が拠点を構えていたこと等から、営業範囲を中小企業に特化した形で積極展開したわけであるが、地域情報収集等の基礎的な金融力の弱さなどによりその後の経営の進展は思うに任せず、既存勢力の後塵を拝する地位に置かれていた。後者の地銀2行も、翌年に朝興銀行に吸収された忠北(5月)・江原(9月)の両地銀と同様に、多種多様な金融機関が集積する首都ソウルの近郊地域での競争環境の厳しさの下で、後に述べる地方銀行の地域密着の特徴を活かしきれなかったところにこの様な結果になったものと思われる。

この第1波の中には実質的にはやや先行する形で二つの大手市中銀行の処理も始まっていた。すなわち第1回最上段のソウル銀行と第一銀行の処理の問題である。両行は1997年夏から経営悪化が進行し、中央銀行である韓国銀行からの特別融資にもかかわらず、事実上の破綻状態にあった。そのため政府は翌年1月この両行を「不実金融機関」として認定し、海外金融機関に売却する方針を決定した。しかしこの売却は想定されたよりも時間がかかり、結局、第一銀行については99年12月に米国ニューブリッジキャピタルの買収によって、またソウル銀行については英国の銀行の買収交渉の不調・決裂を経て2000年4月にドイツ銀行が同行に経営参加する形で処理することとなった。この決定までの延長期間、政府は追加的な公的資金をつぎ込まざるを得ず、これを含む全体の投入資金は99年末でおよそ94兆ウォンに達した。

銀行部門の再編の第2波は2001年のこれから始まる。本年2月現在、市中銀行11行、地方銀行6行という現状であるが、既に前年末に国民銀行と韓国住宅銀行大手2行の合併の合意が成立し、この夏には総資産約160兆ウォン(約15兆円)の韓国最大の銀行が誕生することになっているのをはじめ、本年4月にはハンビット銀行を軸に平和銀行(市中銀行)を加え、地方銀行2行(光州、慶南)、さらにハナロ総合金融会社も参加する持ち株会社「Uri・ファイナンスホールディング」の誕生も見ることになっている。これらの統合・合併に対して関連労働組合が強い反発と行動を起こしているが、経営悪化した各金融機関の再生を計る政府の強い方針に変更はなく、ほぼ予定されたシナリオどおり進むと見られている。

3. 韓国の金融システムの特徴と問題点

(1) 「官治金融」と政府主導の資金配分

ところで、このような「IMF事態」になる以前の韓国経済は、先にも述べたようにその直前に先進国クラブであるOECDへの加盟を果たし、実際、国民総生産は世界第11位の経済規模にまで拡大発展していた。したがって、タイやインドネシアで通貨・金融危機が発生した際にも、それが“韓国にまで伝播する”と予想した人は、当初においてはほとんどいなかったと言ってよいであろう。それ故に、またその意味からも、何故この様な「IMF事態」になったのか、『韓国の金融システムの把握』を行う上でも、その確認作業は必要といえる。

これについては、「政府規制により、今まで韓国市場に進出できなかった外国資本のIMFを利用した戦略的政策であり、……中略……アメリカ主導の世界秩序を再構築するもの」とする見解^(註1)

など、今日いろいろの議論が起きている。しかし、それにつけても、このような見解が「IMF 事態」要因の政治的側面を相応に解説しているとしても、韓国の経済の中に、とりわけその金融システムそれ自身の芯中に、かくも見事に事態が“暗転”する何らかの装置(メカニズム)が内在していると見なければ、この「IMF 事態」を正確に理解できないのではないであろうか。

周知のように、韓国の金融システムは「官治金融」と称されている。徹底した政府(官僚)主導のもので、わが国の中央集中集権のそれよりも更に強力なものだともいわれる。歴史的に見ても、現在の韓国の金融システムは、1961年の軍事革命政権が財閥保有の商業(市中)銀行を国有化するところから出発している。そして、翌62年には韓国銀行の予算、業務に関する権限を財務部(わが国の旧大蔵省にあたる)が持つように「韓国銀行法」を改正し、この中央銀行総裁の実質的任命権をも財務部部長に移管している。この様な出発台の『成型』は、韓国のその後の経済計画に決定的とも言える影響を及ぼしており、国家プロジェクトにおける経済政策を推進する上で、財政よりも金融をより重要な手段として位置づけていくという今日にもおよぶ韓国特有の方式にも繋がってきているのである。第2図は韓国の金融機関の略図であるが、少なくとも今日までは金融業を独立した産業として発展させるよりも、政府の金融政策の支援システムとして育成してきたと見てよく、その意味ですべての金融機関が事実上の開発金融機関としての色彩を色濃く持つものに仕立て上げられてきたと言える。

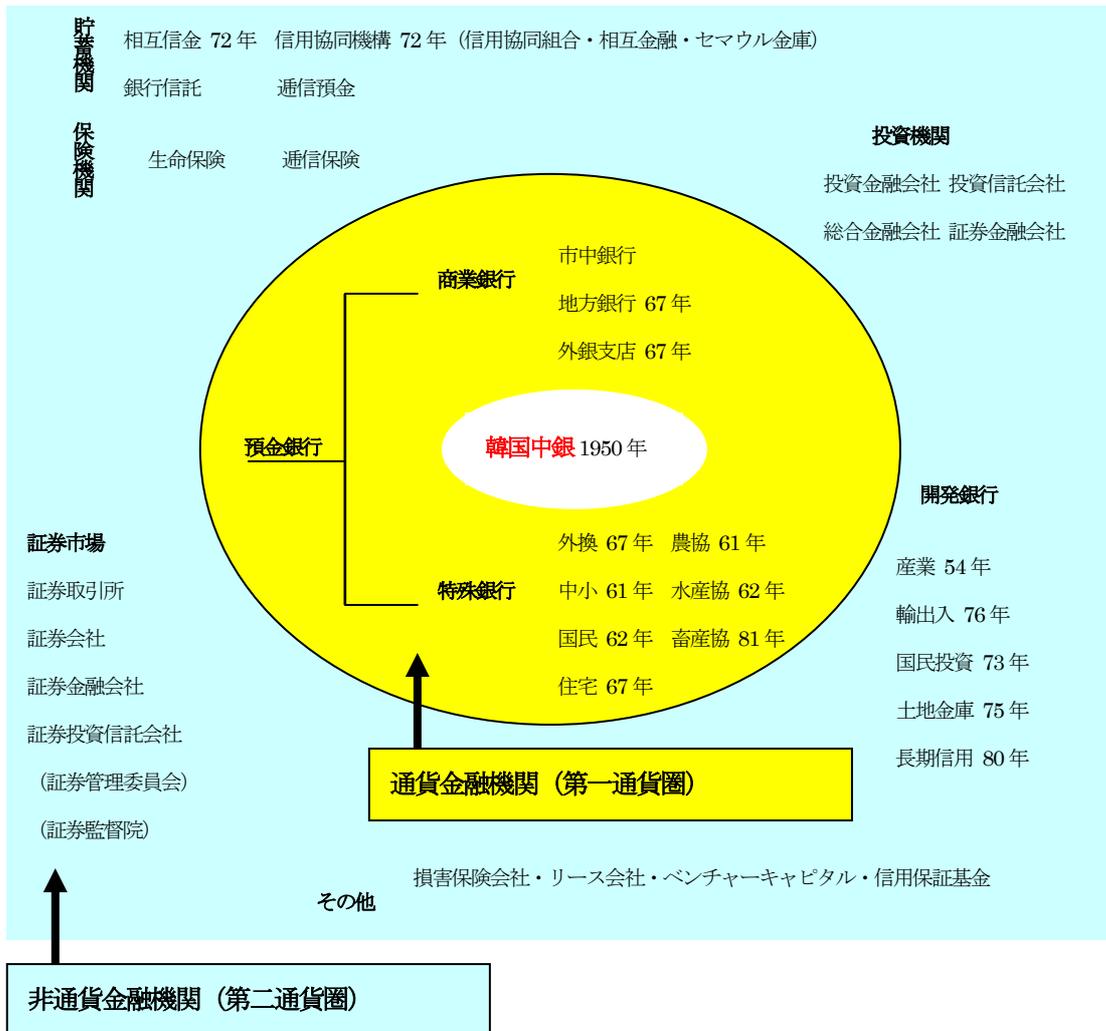
もともと、韓国の金融の発展段階も一般的には4つの局面に分けられ^(註2)、1980年頃からの第4段階においては、5大市中銀行の民営化と2合弁企業の新設等が許可されるとともに、市中銀行への政府の直接的介入は廃止され、市場メカニズムを基調とした資金配分へと転換を強めて行くわけであるから、政府の信用割当を基調とする政策的資金配分が全期を通じて完全に貫徹し続けたわけではない。しかしながら、今日においても外資借入などに関して表面上は、国内の借手と貸手(外国企業)との民間ベースの契約ではあるが、実質的に政府の完全なコントロール下に置いているなど政府の金融統治の姿勢が完全に崩されたわけではない。皮肉にも今日の「IMF 管理下」においては、“緊急避難”とはいえ、逆に政府の統制が強烈に強められている状況でもある。

(2) 財閥への資金集中と過度の短期外資依存

政府の政策的資金配分は、実物経済の成長政策に沿った形でこれまでに強力に推し進められた。すなわち、60年代前半期の輸入代替型中小企業の育成から同後半の輸出促進型産業育成の時期には、政府は法整備と政策措置を行いながら資金動員のためのチャンネル整備(例えば後述の地方銀行や専門金融機関等の設立)を重点的に行い、また70年代には輸出促進と重化学工業化を推進するための低金利政策の採用に併せてこれら産業群への政策的な資金配分を強化していった。韓国は国内貯蓄率が低く、投資の相当部分を海外貯蓄に依存せざるを得ないところから、80年代の銀行の民営化による市場メカニズムによる資金配分への転換後も、政府主導の銀行への直接・間接的コントロールを必要とした。

いずれにせよ、政府の資金配分の主要な対象はこれら実物経済の中心である財閥(企業)にあった。政府は財閥による金融機関の支配を抑止する一方で^(註3)、経済の発展段階に応じた徹底した支援を

第2図. 韓国の金融機関



(注) 図中の数字は、金融機関の設立年。

1. 地方銀行設立年は高邱銀行 (10月)。外国銀行支店は米国チェースマンハッタン銀行 (4月)。韓国住宅銀行は69年1月に金庫から転換。韓国長期信用銀行は67年韓国開発金融(株)より転換。韓国外換銀行は90年から市中銀行に転換。中小・国民・住宅はそれぞれの設立年時の金庫から67年1月に銀行に転換。
2. 図中の特殊銀行は狭義の区分になっている。広義には開発機関を含む。商業銀行は一般銀行の区分もある。
3. 本図は通貨金融機関と非通貨金融機関とで大分類しているが、銀行金融機関と非銀行金融機関とで大分類もされているものもある。その際は、開発金融機関が上記の特殊銀行と同様に銀行金融機関に区分される。

財閥グループにおこなった。その意味で政府のコントロールの下、銀行は経済成長の実働部隊である財閥に資金を供給する役割を負わされていたといえる。とりわけ韓国においては株式等の直接金融市場の発展が未発達であることから、銀行等の間接金融の役割と機能が今日においても決定的である。政府—銀行—財閥というこのトライアングルは、韓国の高成長経済を支える強力な金融システムの「鉄の背骨」を形成してきていると言えよう。

しかしながら、この「鉄の背骨」にも宿命的とも言える弱点を内在しており、今回の金融危機は正にそこを「衝かれた」と言えよう。あらためて言うまでもなく後発国の韓国は、既述のように国内貯蓄水準が非常に低いため、海外貯蓄に依存せざるを得ない構造になっている。とりわけ輸出主導の高度成長政策をめざした韓国は国内資金の大動員でも必然的に不足を生じるわけであるから、先に見た60年代後半の輸出促進型産業育成の時期から積極的な外資導入を計ってきたわけである。今回の危機の主犯格と当初目された総合金融会社も、この外資導入を主たる目的に設立されたことは既に述べたとおりであるが、同会社はそのため法制度上、自己資金の10倍までの社債の発行が認められ、20倍までの負債残高の増大が許容されているのである。しかもその財務内容に対する監督官庁である財政経済部のサーベイランスも相当緩やかなものであったことが、今日において、周知のところとなっている。

外資導入に対する破格の措置はこればかりではなく、例えば、海外金融機関の韓国内の支店への徹底した優遇も同様である。特に「韓銀スワップ」と呼ばれている韓国銀行と外銀とのあいだの独特な形態のものは優遇の中でも際立っている。すなわち、(外銀の)本支店勘定で借り入れた外資を韓国銀行が1年の期限で売り戻しを条件として買い入れるが、売却の時に外銀は借り入れた外貨に対して0.5%の-marginが保証され、為替差損の危険を完全に回避することができるのである。また、この他にも外銀に対しては「通貨安定勘定預託の免除」、「拘束性預金の黙認」、「外貨貸出利子の法人税免除」等^(註4)の優遇措置をも行っている。そのため多くの外国銀行は膨大な収益を上げており、5大市中銀行の当期純利益総額の2~3倍に相当する純利益を上げているとされている(1985年時点^(註5))。そのため米国をはじめとして先進国の大手銀行は積極的に対韓進出をしている。

しかしながら、この様な外資の積極的導入も、実は当初から商業借款(Commercial Loan)と呼ばれる銀行借入がその中心を占めており、直接投資は「外国資本の株式取得を通じた企業支配」として、外国為替管理などを通じて極力回避してきたのである。第2表は「IMF事態」前後までの国際収支(資本収支)であるが、一見して解かるように、90年代に入ってから経常収支の急速な赤字を大幅な金融機関借入(しかも一年以内の短期借入)で穴埋めしてきたのである。韓国の金融機関の資金調達には、金利の安い短期資金を調達し、それを借り替える俗に言う“転がし”で運用されてきた。それは短期資金金利が長期資金金利よりも低いことや、手続が同じく簡便であること等にも依るが、結局のところ、この“転がし”で相対的に低利な長期資金をつくりだしていたのである。

この方式は韓国の金融機関にとっては日常化した風景であったが、97年に入り「韓宝事件」の発生や、起亜自動車グループなどの一部有力企業の経営不安が高まる中で、韓国の対外支払い能力に対する不安が急激に高まり、これらの短期外貨資金の回収が進んだわけである。しかし資金の回収は

短期資金といっても企業の設備投資や諸々の長期資金化した運用に使われているため容易ではないし、新たな短期資金の借り換えも拒否に遭う中、遂に「返済不能」の烙印を押されることになるのである。この烙印は企業や金融機関のみならず、韓国「国家」自身にも押される結果に至るのである。ここにこそ、かくも見事に事態が“暗転”する装置(メカニズム)が内在していたと言えよう。

第2表. 韓国の国際収支(資本収支) 1994~97年 (単位: 億^F元)

	1994年	1995年	1996年	1997年
I. 経常収支	-37.8	-85.1	-230	-86.2
II. 資本収支 (A+B)	103	167.9	233.3	54.4
A. 投資収支 (1+2+3)	107.3	172.7	239.2	60.3
1. 直接投資	-16.5	-17.8	-23.4	-19.5
2. 証券投資	61.2	115.9	151.8	147.6
3. その他の投資 (イ・ロ)	62.6	74.6	110.8	-67.9
イ. 資産	-73.7	-139.9	-134.9	-107.4
ロ. 負債 (①+②)	136.3	214.5	245.7	39.5
①金融機関借入 (a+b)	89.8	134	141.5	-141.2
a. 長期借入	19.5	16.1	15.3	7.2
(預金銀行)	21.8	20.3	24.9	6.6
(開発機関)	0.1	-3.5	-8.5	-0.1
(総合金融会社)	-2.4	-0.7	-1.1	0.7
b. 短期借入	70.3	117.9	126.2	-148.4
(預金銀行)	53.8	85.2	71.9	-103.1
(開発機関)	7.8	15.6	22.4	-24.3
(総合金融会社)	8.7	17.1	31.9	-21
②その他	46.5	80.5	104.2	180.7
B. その他資本収支	-4.4	-4.9	-6	-5.9
III. 準備資産増(-)減	-46.5	-70.4	-13.9	119.2

(出所) アジア経済研究所「アジアワールド・トレンド」No. 47. 1999年7月. P38. 表2に加筆修正。

4. 韓国の地域金融機関の実態とその課題

(1) 韓国地方銀行の設立と発展過程

ところで韓国の銀行の構造調整と再編は、これまで主に見てきた市中銀行よりも、規模も小さく競争力の弱い地方銀行にさらに大きな影響を及ぼしている。第1図(の下段)を再度見ていただくと明らかのように、97年段階で10行を数えた地方銀行は漸次市中銀行等に吸収(事実上の倒産)されたり合併をし、2001年2月~3月の現時点において6行に縮小し、さらにはこの夏までには3行にまで激減する状況にある。僅か4年のうちに3分の1以下に減少するこの事態は、改めて韓国の地域金融の実態を知る上で意味深いところである。

韓国の地方銀行は1967~71年にかけて10行設立された。既存の市中銀行が国有化を出発点

としているのに対して、地方銀行は政府主導の「政策金融」^(注6)の性格を色濃く持ってはいるが、当初からの民営による出発であった。最初は1967年10月7日の大邱銀行（認可3月24日）、次いで同25日に釜山銀行（同4月6日）が営業を開始した。しかし、当初は株式の公募の不振や株式納入代金実績の低調等で、順調な出だしとは言えなかったが、政府の強い政策的支援などにより、忠清、光州、済州、京畿、全北、江原、慶南の銀行群が次々に設立され、最後に忠北銀行が71年4月24日に設立された。これにより政府の「一道一行主義」方針に基づく地方銀行10行の設立作業が完了するのである。

政府のこの政策的支援には地方銀行への優遇金利の適応^(注7)や外銀支店優遇措置で見た流動性規制の免除等が含まれており、71年末102行にすぎなかった営業店は80年末には316行に拡充された。この期間、地方銀行の資本金は市中銀行と同様に約1.6倍に拡大したが、預金は市中銀行が1.2倍に増加したのに対して地方銀行はこれを大幅に上回り2.2倍に拡大し、貸出金も市中銀行が1.3倍に拡大したのに対して地方銀行はその倍の2.6倍にまで拡大している（第3表参照）。

しかしながら80年代に入り、優遇金利幅の大幅縮小など、他の金融機関との競争条件が対等化されるにつれて地方銀行の成長の勢いは鈍化し始める。特に、この時期の地方において、第2図にみた非通貨金融機関（第二通貨圏）の貯蓄機関や投資機関などの各種金融機関が続々と登場し始めると、第3表に見るように、桁違いの鈍化を来すのである。さらに90年代に入り金融自由化の局面に至ると、規模の面、経営力の面で市中銀行よりも相対的に劣位にある地方銀行は成長率を落して行く。とりわけ91年末の第一次金利自由化措置は地方銀行にとっては決定的な意味をもたらし、翌年92年を起点として業績を悪化させ、前述の「IMF 事態」下の吸収・合併の道にまでつながって行くのである。このような地方銀行の実態は、上記の優遇措置の喪失だけではなく、後に述べる各種の規制や制約にも大きな原因が遭ったわけであるが、その実態を正確に知るために以下に地方銀行の「現況」を、韓国銀行の関連資料（【参考文献】参照）を要約し、グラフィック化して整理しておこう。

第3表. 韓国の銀行の成長推移

		71末(A)	80末(B)	90末(C)	98末(D)	B/A	C/B	D/C
地方銀行	資本金	47	735	10,566	15,746	15.6	14.4	1.5
	預金	544	11,988	99,455	208,542	22.0	8.3	2.1
	貸出金	371	9,530	83,775	156,593	25.7	8.8	1.9
	総店舗数	102	316	638	892	3.1	2.0	1.4
既存5大 ¹⁾ 市中銀行	資本金	200	3,272	51,010	135,371	16.4	15.6	2.7
	預金	5,545	67,872	389,908	1,645,278	12.2	5.7	4.2
	貸出金	5,147	66,412	339,310	1,304,210	12.9	5.1	3.8
	総店舗数	350	610	1,695	4,164	1.7	2.8	2.5

(注) : 1) 朝興・商業・第一・韓一・ソウル銀行

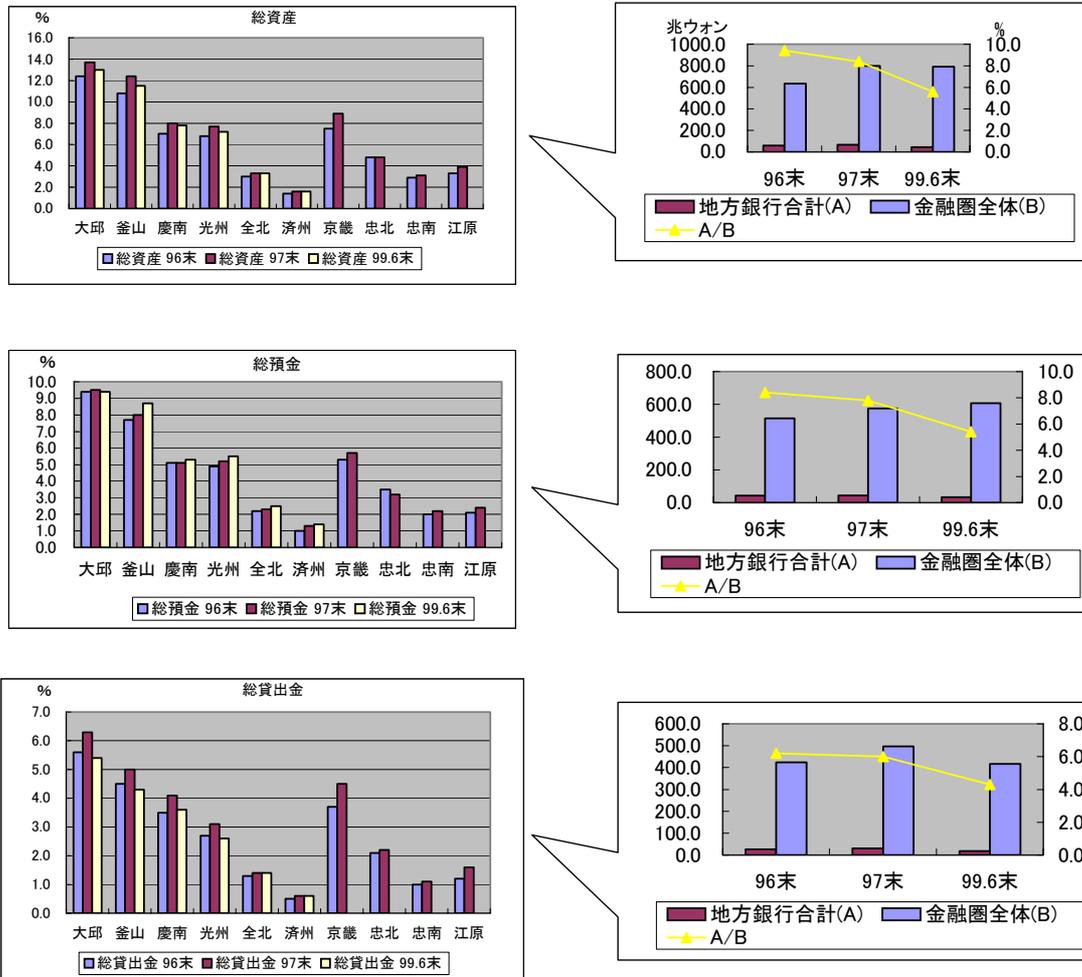
(出所): 金融監督院「銀行経営統計」及び韓国銀行資料等より作成

(2) 韓国地方銀行の現況

① 営業規模（総資産および預金・貸出金）

入手可能な最新情報（99年6月末現在）では、地方銀行^(注8)の総資産、預金、貸出金等の金融圏全体に占める割合は、第3図に見るようにそれぞれ4.3%～5.6%で、「IMF事態」以前の96年末に対して2～4%下落している。これを6大市中銀行（朝興、ハンビット、外換、国民、住宅、新韓）と比較すると、11.2～13.5%で、IMF以前に比べると1～2%落ちている。ちなみに、地方銀行総資産の実額は44.5兆ウォン、平均7.4兆ウォンで6大市中銀行平均（61.6兆ウォン）の12%のレベルである。IMF事態で市中銀行が大型化する以前の96年末の13.9%レベルよりも萎縮している。

第3図. 営業規模（総資産及び預金・貸出金）



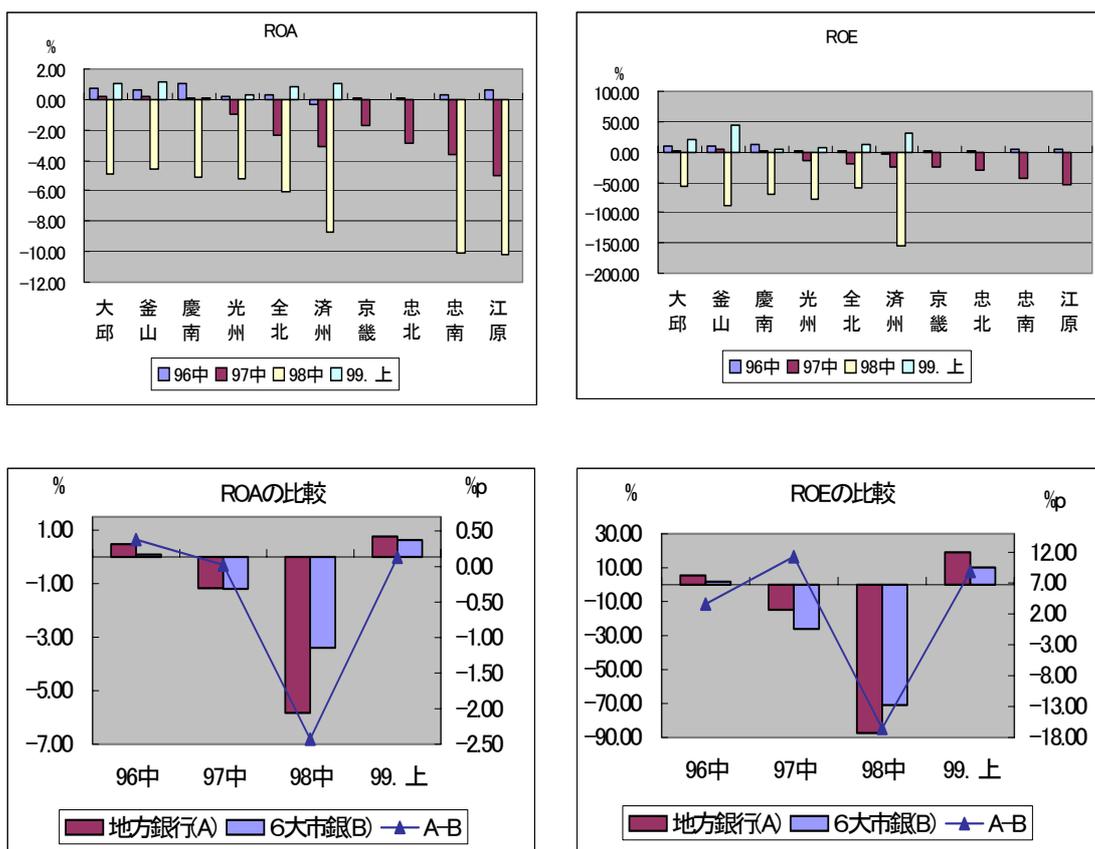
(出所) 金融監督院「銀行経営統計」各年版及び韓国銀行「地方銀行の営業現況と経営上の制約要因」(1999年6月)等より作成。

②収益性および生産性

韓国の地方銀行の収益性を表す ROA（総資産利益率）および ROE(自己資本利益率)は、99 年上期中それぞれ 0.8%と 19.1%で、6 大市中銀行の水準 (0.6%、10.2%) をそれぞれ上回っているが、第 4 図に見るように 97 年下期から 98 年の景気の低迷期 (97 年下半期～98 年中) には 6 大市中銀行を大きく下回った。これは景気に対する感応度が市中銀行に比べ高いと言う地方銀行の特徴がクリアーに表れたものと言えよう。

銀行再編の観点から、注目されるのは釜山・大邱・全北のように吸収・合併されない地方銀行の ROA・ROE が 99 年上期にはプラスに回復している点である。濟州銀行については大幅な回復をしているが、地銀中最小規模である点が第 1 図に見たような新韓との統合(予定)に結びついているように見える (但し、これもそれゆえに吸収ではなく統合という形になっている)。

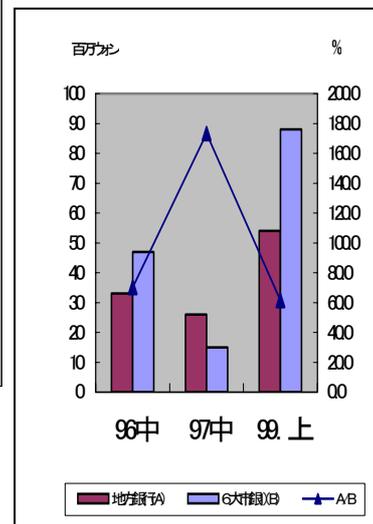
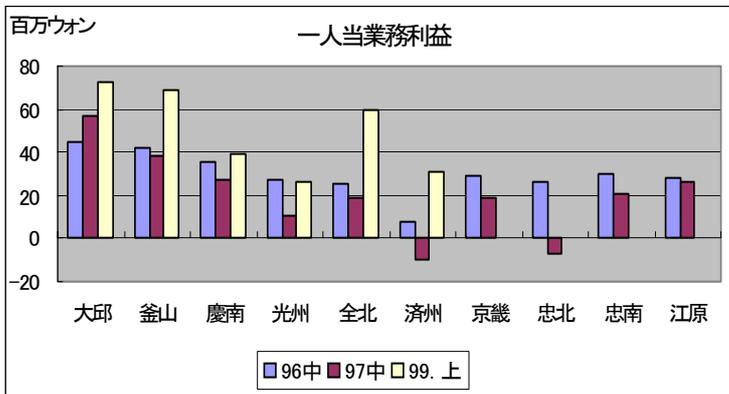
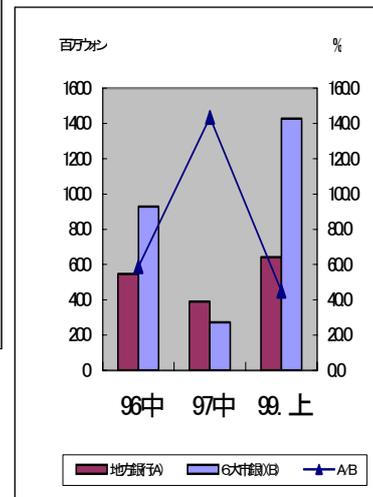
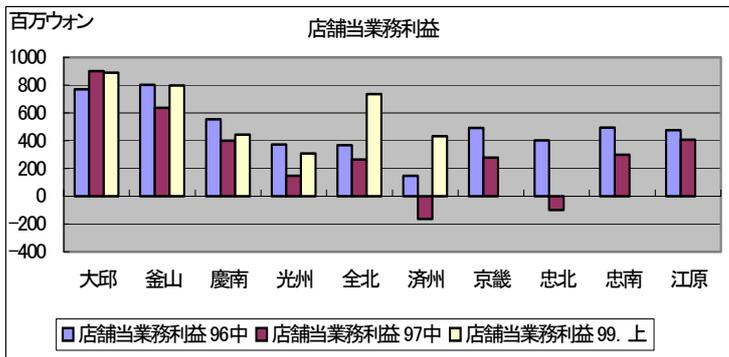
第 4 図. 収益性及び生産性



(出所) 第 3 図に同じ

一方、生産性を示す店舗当たり業務利益と一人当たり業務利益は、第5図に見るように、それぞれ642百万ウォンと54百万ウォンで、6大市中銀行の44.9%と61.4%の水準である。これは「IMF事態」以前よりも14%、と8.8%も落ちている。

第5図. 生産性諸指標

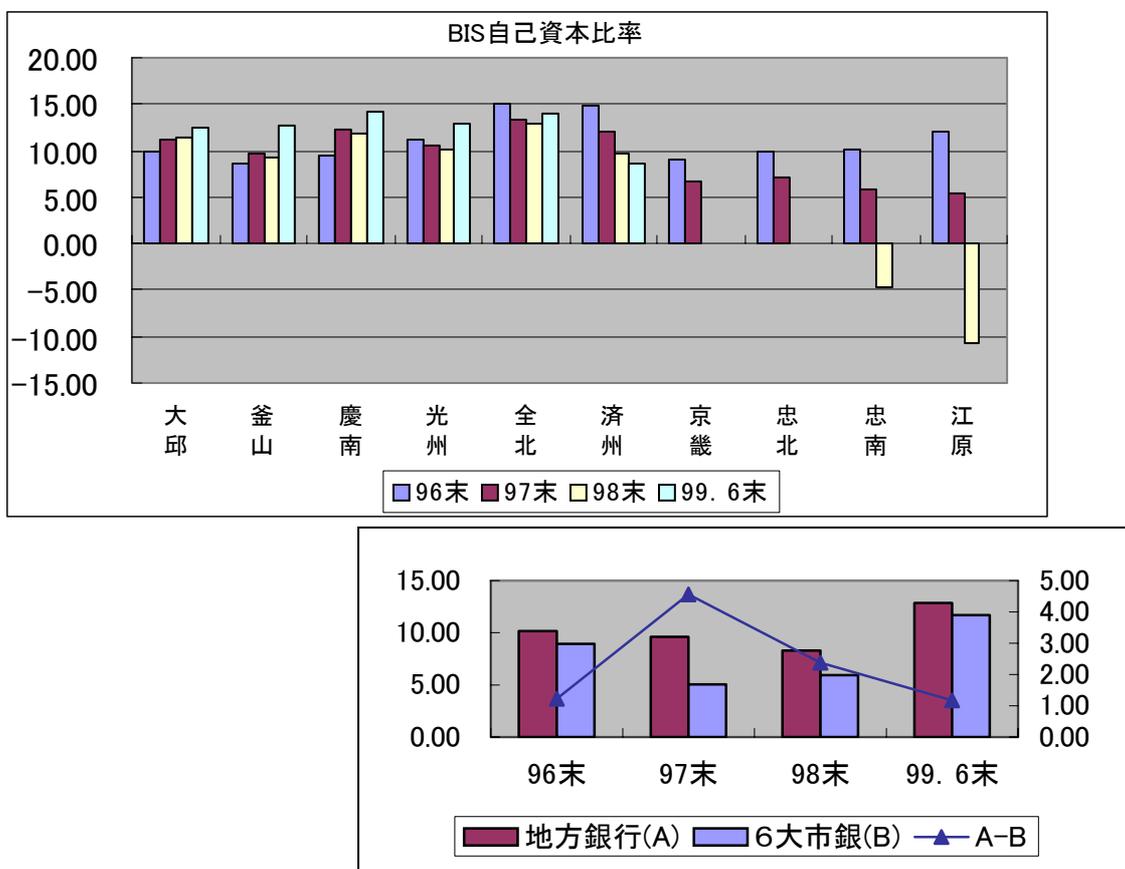


(出所) 第3図に同じ

③資本適正性および資産健全性

韓国の地方銀行の資本適正性を表す BIS 基準の自己資本比率は、99 年 6 月末時点で平均 12.85% あり、前年末に対して 4.54%ポイント上昇して大幅な回復を示している。6 大市中銀行との比較では、第 6 図に見るように、1.17%ポイント高い水準にあり、「IMF 事態」以前及び事態下でも一貫して高い水準を維持している。もっとも済州銀行は 96 年の最高位から一貫して下がりつづけ、99 年 6 月末時点では最低位の 8.61%に落ち込んでいる。

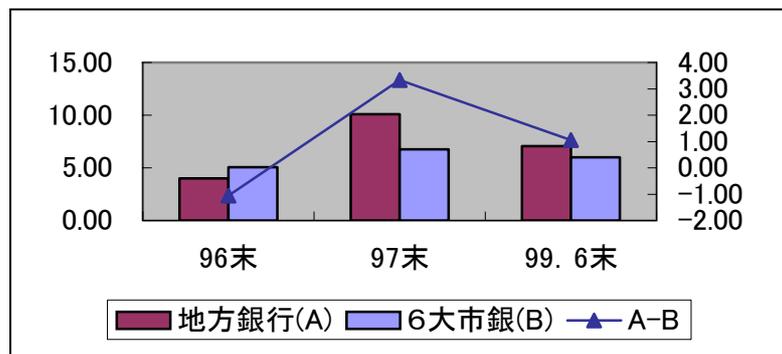
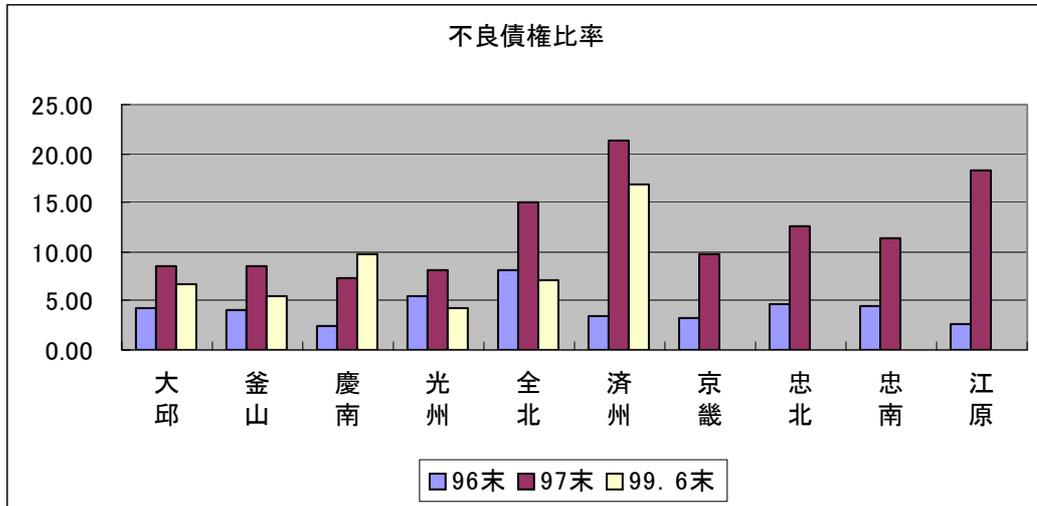
第 6 図. 健全性指標 (自己資本比率)



(出所) 第 3 図に同じ

他方、資産健全性を示す不良債権比率は、「IMF 事態」以前の 96 年末には 4.01%で 6 大市中銀行よりも 1.05%ポイント下回っていたが、第 7 図の様に 97 年末の IMF 直後には 10.09%に急上昇し、99 年 6 月末時点に至っても 7.06%に留まり、6 大市中銀行よりも 1.06%ポイント高まってしまっている。規模の小さな地方銀行ほど不良債権の比率が大きいことが解る。最小規模の済州銀行は 99 年 6 月末で 16.9%となっており最も脆弱であり、今夏の統合の要因の一つといえよう。

第7表健全性指標(不良債権比率)



(出所) 第3図に同じ

(3) 韓国地方銀行の経営上の問題点

①営業区域の制限

既述のように各種優遇措置の喪失は、韓国地方銀行発展の阻害要因の大きな要因になったが、この他にも営業上の各種規制や制約も地方銀行にとっては阻害要因になっていたと言えよう。

例えば、そのうちの「営業区域の制限」は地方銀行発展を制約する代表的なものとも言われている。すなわち各地方銀行は営業地域を当該の「道」に限定されたため、その地域の企業が成長し営業基盤が全国展開していく中で、その展開に合わせた決済機能をどうしても構築できなかった。その為、このような地域内優良中小企業は全国的な資金決済機能を持った市中銀行に金融取引を転換していき、各地方銀行は自ずから取引対象を経営基盤の芳しくない中小企業や零細企業に絞られていくことになったのである。たしかに、この規制も1972年にソウル支店1行、87年に同地区江南地区に1行、続いて隣接の道に「支店スワップ」型の制限付きの開設が許されることにはなってい

くが、政府方針の地銀「一道一行主義」は貫徹されたため、全国展開する他の金融機関に対して大きなハンディーを持たされた形になったのである。特に 80 年代以降、先にも触れた第二通貨圏の諸金融機関の全国展開に対しては決定的な不利な立場に立たされるのである。これはわが国の地方銀行が当該地域以外にも多くの支店網を有しているのに比べてみると、営業面での制約の強さが理解できるところである。

② 中小企業貸出義務比率

また中小企業貸出義務比率も地方銀行経営にとって、結果的に、大きな制約要因になったものの一つと言えよう。既に(注6で)述べたように、地方銀行の設立目的の一つは経済計画を推進していく中で生じた地域格差の拡大を解消するために地域の自立した経済圏の形成に資するものとして進められ、その中心的役割の一つが中小企業の育成にあった。したがって、政府が中小企業への貸し出し枠を義務化する道筋も一定の整合性を有していたと見てよいであろう。特に韓国の中小企業問題は、輸出主導型の経済運営を行なっている同国の“致命的欠陥”ともいわれ、その脆弱な体質を強化する必要は周知のところであるわけであるから、なおさらのことである。

しかしながら第4表に示したこの義務比率が全国「均一」に適用されたために、たとえば営業区域内に中小企業団地等が造成されていない地域の地方銀行にとっては、中小企業数が少なく規模も小さく、もともとこの比率を遵守することは難しい状況にあった。具体的な一つの例としてあげられているのは全羅南道の場合などで、地域に比べて中小企業の比重が非常に矮小で農業比重が大きく、預金においても個人の比重が非常に大きい。このような地域には全国一律の比率の適用は望ましくなく、かえって不整合な結果を生むことにもなったわけである。一部の銀行はこの様な預貸の悪さを市中銀行にコールローンで出し、結果的には地方で造られた資金をソウルに流出させる現象まで生み出しているのである。

第4表の義務比率が引き上げられた時期を見ると、80年～92年にかけてであるが、この時期は既述のように第二通貨圏の地域金融機関が大幅に伸びた時期でもあり、このような地域の地方銀行は政府の規制と第二通貨圏の金融機関（地域金融機関である相互信金・信用協同機構の各金庫・総合金融機関等）の挟撃に遭ったものと言えなくもない。ちなみに第二通貨圏の金融機関中のこれら地域金融機関の預貸率は低く（60%レベル）、地域資金の域外流出の主たる経路になっていると言われている。このような流出は地域の企業の資金難を招き地域経済の発展を阻害する要因にもなっているわけである。

第4表. 中小企業貸出義務比率の推移 (単位:%)

	1976年12月	1980年10月	1986年4月	1992年2月	1994年5月	1997年7月
地方銀行	40	55	80	80	70	60
市中銀行	30	35	35	45	45	45

(出所) 韓国銀行「地方銀行の営業現状と経営上の制約要因」(1999年6月)より

③経済主体からの選別

第三に90年代の金融緩和期以降、特にIMF以後、地方の各経済主体が金利選考と安全性を非常に重視した選択を強めているため、規模が小さく信用度も必ずしも高くない地方銀行は預金や外資導入の際にはどうしても資金コストが高くなるため、金利競争の面での劣勢が拭い切れない。第5表は「IMF事態」直前から99年半ば頃の市中プライムレートの推移を見たものであるが、市中銀行の低い金利設定に地方銀行は太刀打ち出来ない状況である。

このような金利選考の強まりは政策金融の有力支援団体であるはずの地方自治体にまで及んでおり、各自治体の指定金融機関の選定時においても厳しい選択によって、従来とは異なる扱いを受けてきている。第6表は99年8月時点での地方銀行を指定金融機関に選定している自治体のリストであるが、一般会計ベースでは僅かに4自治体、特別会計ベースでも6自治体に過ぎないのである。

第5表. 韓国のプライムレート金利の推移 (単位: 年利%)

	1997年6月	12月	1998年6月	12月	1999年5月
市中銀行 (A)	11.38	15.32	16.59	11.11	9.1
地方銀行 (B)	11.66	13.83	17.41	11.52	9.36
(A-B)	-0.28	1.49	-0.82	-0.41	-0.26

(出所) 第4表に同じ。

第6表. 韓国の地方自治体の指定金融機関 (1999年8月)

	指定金融機関	
	一般会計	特別会計 (数字は個)
大邱広域市	大邱銀行	大邱銀行・5、国民銀行・3、産業銀行・1
慶尚北道	農協	農協・1、大邱銀行・2
釜山広域市	ハンビット銀行	釜山銀行・6、ハンビット銀行・4、住宅銀行・4
慶尚南道	農協、第一銀行	第一銀行・4、慶南銀行・2
光州広域市	光州銀行	光州銀行・7
全羅南道	光州銀行	農協・6
全羅北道	第一銀行	農協・1、全北銀行・1、住宅・1、第一銀行・1
済州道(市)	済州銀行	済州銀行・2、農協・1

第6表の参考表. 10年前の自治体指定金融機関 (1989年末)

	行数	指定銀行
道	15	第一銀行9、商業銀行2、地方銀行4
市	67	農協34、企業銀行3、地方銀行30
区	34	農協1、商業銀行12、地方銀行21

(出所) 第4表に同じ。

④地域中枢金融機関としての機能低下

以上の様な状況は、これまで地域の中枢金融機関としてその役割を果たしてきた地方銀行の当該地域内における預貸し及び店舗占有率を大きく低下させてきている。第7表に見るように、それぞれの比率は預金の場合でも第一通貨圏（預金銀行）中で見ても20～30%の低水準であり、第二通貨圏（非預金銀行）も入れた金融機関全体ではさらに低い占有率である。特に地域貢献（＝密着性）として重要な指標とも言える貸出金で見ると平均で19.4%と驚くほどの低い水準になっている。

これほどの低下については第2図に見た「貯蓄金融機関」である相互信金や信用総合金庫（信組・相互金融・セマウル金庫）^(注9)などが、営業規制が少なく自立経営幅が広く、金融サービスの利便性や地域密着度が地方銀行よりも優位にあるからだとされている。

第7表. 地域における地方銀行の預貸と店舗占有率

(単位: 億ウォン、個、%)

	預金			貸出金			店舗数		
	当該地域 地方銀行	占有率		当該地域 地方銀行	占有率		当該地域 地方銀行	占有率	
		預金銀行中	全体金融中		預金銀行中	全体金融中		預金銀行中	全体金融中
大邱、慶北	83,211	29.4	17.1	45,800	22	13.8	183	30.5	11.3
釜山	70,938	25.3	17.5	31,577	20.9	14.7	167	30	17.8
慶南、蔚山	39,738	22.3	11.8	25,090	17.8	10.3	136	29.4	12.3
光州、全南	43,521	28.9	14.8	21,683	17.8	9.9	126	31.4	11.5
全北	18,498	23	11.2	8,941	13.7	7.4	61	29.5	9.7
済州	9,290	30.5	14.2	4,288	20.8	10.3	36	40.9	16.2
地域平均	44,199	26.4	15.1	22,897	19.4	11.7	118	30.6	12.6

(出所)第4表に同じ。

(4) 韓国地方銀行の活性化策

この様な韓国の地方銀行の実態に対しては、これまでもその制度面や経営面での活性化策が提起されてきた。また部分的ではあるが、一部にはそれらの導入もされてきている。特に、1995年の地方自治体の『首長公選』を期に高まった韓国の「地方自治(分権)の時代」と称された時期には、行財政の分権化のみならず地域金融機関とりわけその代表である地方銀行の地域経済の発展への役割等についての議論がなされ、韓国銀行等の中央政策機関や地方銀行の政策担当者等においてもそれなりの検討がなされたようである。ここでそのうちの主要なものいくつかを紹介すると以下の様に整理できよう。

①営業区域の拡大

これは先にも指摘したように、韓国の地方銀行の制度面における最も代表的な制約要因であるとされているが、これについては地方銀行の赤字店舗の比重が必ずしも小さくないことを勘案し(すなわち地域的な過当競争の生ずることを考え)ながら、国民経済の成長発展に合わせて地方銀行の店舗増設を行うべきだとし、この規制の廃止を示唆している。特に全国を営業範囲にしている中小企業専門銀行等との均衡を考えるとこの規制の継続は望ましくないとして、大東銀行や東南銀行などの行名も挙げられている(もともと、両銀行はその後第1図に見たように、98年6月の第一波の

金融機関再編時にそれぞれ国民・住宅両市中銀行に吸収されてしまっている)。

具体的には、漸次営業区域の広域化を推進し、将来的には一定規模以上(例えば大東・東南の資本規模)の地方銀行に対しては全国展開することを認めるべきであるとし、この過程で競争力を確保できず不実化する恐れのある銀行には地方銀行相互の合併、当該地域の非銀行金融機関との合併、市中銀行との合併などの誘導が必要である^(注10)とし、生保・リース・投信などの非通貨金融機関への資本参加枠^(注11)の拡大も検討すべきであるともしている。

②中小企業貸出義務比率等の見直し

前述の中小企業貸出義務比率の問題点については、実体的には第4表に見たように近年では漸次比率を引き下げてきているが、より実態に近づけたものが必要であるとする提案である。たとえば、地方銀行と一定期間以上の取引関係を持続した中小企業が成長して「中堅企業」に転換する場合には、同企業に対する地方銀行の貸出実績をこの中小企業貸出実績として認定し優良取引企業の離脱を防止したらどうかとしている。また将来的には、日本や台湾のようにこの様な規制自身を取り外し、地方銀行独自の経営判断に委ねるべきであるとする提案も見られる。

③地方銀行の私金庫化防止と金融に精通した企業人による経営

これは所有と経営を分離することによって地方銀行経営に対する大企業(財閥)支配を防止しようというものである。すなわち先にも述べたように、銀行法では同一人の銀行株式所有制限(8%)を設け、その例外適応として地方銀行には15%適用としている(注3参照)が、近年の株式市場の成長を勘案すると、例外を設けた時点での懸念が払拭されつつあるので、この例外規定を廃止すべきであるというものである。また加えて同提案は、金融に精通した経営者のもとで地方銀行の経営責任体制を確立すべきであるとし、このような人事こそが自立した経営を行う上で重要なことであるとも述べている。事実、15%というのは地方銀行を支配するには十分な比率であり、実態的には地方銀行のそのほとんどが財閥の系列企業となっており、「政府の統制さえ弱くなれば財閥の私金庫へと変貌できる」^(注12)との指摘もあるように、本則に戻すことで地方銀行の自立性と経営の責任体制の確立を目指すべきだとしたものである。

④資本金の漸進的大型化

これは地方銀行の資本金が市中銀行に比べ圧倒的に小さく、信用性において問題をはらんでいることに対して、その大型化を推進すべきであるとするものである。ただし地方銀行の資本金は絶対的規模で市中銀行に比べ零細ではあるが、先に見たようにその自己資本比率は漸次充実・上昇してきているわけであるから、短期的にはこれらをさらに充実する中で増資を目指し、中長期的課題として資本金の大型化を推進するべきであるとも付け加えている。たしかに急激な資本金の大型化は総資産利益率の改善がない場合、自己資本比率の低下、低配当、株式の過剰供給等の弊害を招きかねないわけであるから、いたずらに大型化することがすべての解決策になるものではないと言えるのかもしれない。

⑤先進的金融技術の導入と国際業務の取扱業務拡大

これは金融の国際化の進展に伴って対内外の競争力増強のために金融技術の専門家を養成し先進的金融技術の蓄積を通じて国際金融業務取扱範囲を拡大して行くべきであるとするものである。そ

のために現在海外事務所を置いている地方銀行（3行）に対して、試験的に支店開設を許容し、その他の地方銀行に対しても希望により海外事務所の設置を許可するべきであるとする提案である。これは同時期に韓国の中小企業の海外投資が活発化し、対外取引の増加にともない国際金融業務の拡大化してきたことを背景としているが、外債発行による地域への国外からの資金取り入れも射程に入れられた提案でもある。

5. 韓国地域金融の実態から見た「環黄海経済圏ネットワーク」の可能性

(1) 底流にある「地域」への重心移動

この他にもコンピューター化に対応した業務の推進や経営効率面での改善、対顧客サービスの向上等に及んだ韓国の金融関係者等からの地域金融への活性化策や政策提言等が見られたが、周知の97年11月以降の「IMF事態」という全く異なるベクトルからの金融再編の激しい流れの中に呑み込まれ、事実上これらは韓国金融政策史の過去帳に綴じ込まれてしまった観もないではない。事実、筆者の関係者へのインタビューにおいても、『地方銀行という「政策金融」は失敗であった』（金融政策当局関係者）とする見解すらあった。

だがしかし、ここで今日の「IMF事態」から少し距離を置き、この金融経済状況を韓国の大きな社会変革の流れのなかでもう一度遠望してみると、地方銀行をはじめとする地域金融の拡充を求めこれらの政策や提言が、今や全く無意味なものとして消え去るとは思えない。すなわち既述の「自治体首長」公選制（95年）の導入に象徴的に見られる“分権化への流れ”は、緩やかではあるが確実に流れており、今日においても底流としては途絶えていないように見える。韓国のOECD加盟（96年）は、跛行的とはいえ間違いもなく一つの経済的発展段階を超え、また、政治的民主化も「文民政権」の実現や87年の憲法改正（政党活動の自由・複数政党制の保障）により確実に定着している。それだからこそOECD加盟の前年に、それまでの開発独裁型・中央集中集権の政治システム見直しの一つとして「首長公選」が、実行されたわけである。勿論これだけ採って“転換点”の証拠だとすることは無理だとしても、少なくとも「IMF事態」直前までの韓国のステージは、低開発国を脱し、先進国の入口にまで確実に到達していたと言ってよいであろう。あらためて言うまでもなく、そしてわが国の経験に照らしても、一国の政治経済政策が「地域」へ重心移動することは成熟化社会の自然な姿である。「IMF事態」は一見この大きな流れを覆い隠しているように見えるが、韓国は成熟化社会形成のための「地域」重視政策を今後とも強めなければならない処に位置しているように思える。

(2) 「地域総合金融センター」機能の拡充

地域重視政策の必要性和重要性とを、先に指摘した韓国の経済構造上の“致命的欠陥”とも言える脆弱な中小企業問題に引き寄せていけば、その克服のためにはどうしても地域金融の強化が必要なのである。これまでも述べてきたように、財閥（大企業）は政府の徹底した支援を受け急速な拡

大成長をして来たのに比べ中小企業はこうした支援もなく相対的に発展は遅れ、韓国経済を典型的な「二重構造」のまままで今日に至らしめている。この状況は、今日の韓国が輸出上位ランキングに半導体、家電、通信機器、自動車、鉄鋼、造船、化学等の製造業を連ねているにもかかわらず、それらの裾野産業すなわち中小企業の技術力・経営力の弱さを内在させているという、かねがね指摘されてきているこの問題につながっているのである。この“構造的欠陥”は現在のところ、隣国日本の付加価値の高い高品位製品(中間財部品)と技術力を「輸入」する形で補完されているが、この関係の継続は韓国経済の自立化志向を継続的に弱めることを意味する。経済成長のための輸出ドライブをかければかけるほど、今後とも韓国は対日貿易赤字を累増させざるを得ない状況から脱することが出来ないからである。

このような状況を脱却するにはこれまでのわが国がそうしてきたように、これらの産業群の裾野中小企業を強化する以外になく、日本の握っている世界的製造・技術決定力(グローバルスタンダード)を、相当部分、凌駕するまでに韓国の中小企業の育成強化をしなければならない。確かに韓国政府も、既述のように中小企業貸出義務比率を設けるなどの措置は講じてきたが、市場需給に配慮を欠いたこれらの政策は結果的には対象銀行の経営制約要因になるなど、大幅な修正を必要としている。

これらの裾野の分野でも、とりわけ金型や熱処理分野での熟練形成には時間がかかり、わが国においてもその集積を見るまでには相当の時間を要してきた。そこにはわが国の地方銀行や信用金庫等の地域金融機関の長期にわたる金融支援と経営改善指導等があり、ある意味での中小企業と地域金融機関の“二人三脚”のパートナーシップによって、世界一の製造業部門を形成できてきたのである。近年のわが国都市銀行を中心とした中小企業への“貸し渋り”事態についても、これら地域金融機関のバックアップが仮に無かったとしたら、より深刻な事態になっていたことは想像に難くないところである。^(注13)

金融政策から見た地域重視政策の必要性和重要性はここに述べた中小企業問題に限らず、地域生活の主人公である住民への良質なパーソナルファイナンスについても同様であり、成熟化社会のニーズに合った質の高い金融活動が望まれている。また、自治体との関係でいえば、地域で造成された資金は当該自治体や公共団体の金庫業務を市中銀行から地方銀行をはじめとする地域金融機関に移管させ、資金流出のはなはだしい第二金融圏の保険・信託会社などには、地方銀行同様に地方債等を積極的に引き受けさせ、資金の地域内還流を計ることが必要であるとする見解は大いに首肯できるところである。これらの地方債は地域の社会資本整備に充当し、いたずらに中央への資金流出を招かぬように設計されるべきであろう。したがって、今後の韓国の地方銀行は、地域にさらに根差し当該地域の(中小)企業、家計、自治体等への多様で総合的な金融需要に対して、それぞれに適正な資金・資産運用の手段を提供し、地域経済発展のための(シンクタンク機能を併せ持つ)「地域総合金融センター」として強化発展されることが望まれているのではないかと。

「IMF事態」下の金融再編等の当面对応はあるとしても、韓国の社会経済の大きな変動に照応した金融変革の設計は不可欠であり、特に地域を軸とした金融活動の活性化は忘れてはならないのではないかとと思われる。

(3) 一つの「環黄海经济圈・金融ネットワーク」の可能性

このような韓国の地域の自主的な金融活動への期待と目線から、筆者の「環黄海经济圈・金融ネットワーク」の可能性を眺めると一つの興味ある事例が浮かび上がってくる。筆者は冒頭にも述べたように、環黄海地域の自治体主導の国際的地域金融政策をこれまでも提起してきたが、その内の「越境型自治体連合債」構想との関連で見ると非常に興味のある、しかもわが国の自治体も学ぶべき事例が見受けられるのである。

「越境型自治体連合債」というのは、環黄海地域各自治体(北九州市・福岡市・下関市、釜山市・済州市・仁川市、大連市・青島市・上海市、等々)が、連合して起債するというものである。この構想はアメリカの「自治体連合債 (Municipal Bond)」にヒントを得たものであるが、米国では近隣の弱小自治体が「連合」することによって信用力(格付け・Rating)を高め、相対的に低コストで地方債の起債をし、全米金融市場から資金を取り込むことによって、質の高い地域のインフラ整備をおこなっているが、この手法を国境を越えて実施したらどうかというものである。「連合債」であるから、当然、共通の目的を持って一つの事業に投資するのであるが、一地方自治体の起債に比べれば桁違いに大規模化できるし、共通の投資目的を持つことによって環黄海地域の「社会的共通資本」を相互の協力で出来るということの意味する。したがって、例えばこの地域が今後問題化させるであろう“国境を越えた環境問題”などにそれぞれの国の支援を受けながら取り組む場合などには非常に適した金融政策になるように思う。また、今後のこの地域の経済発展を考える時、唯一の空白地帯になっている北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)への経済協力(例えば平壤の海の玄関口・南浦の経済開発)を行う場合、韓国単独の経済支援の限界を上記の様なこの地域の自治体連合による協力で克服することが出来るのではないであろうか。

いずれにせよ、その様な場合個々の自治体の起債能力が問題となるが、韓国のこの地域の地方自治体ではすでに独自の力で国際金融市場において起債を行ない、自らの地域のインフラ整備を行なっているのである。第8表は韓国地方自治体の海外証券発行の(一部)現状を示したものであるが、この地域の釜山、済州、仁川の各自治体(市)は、日本市場においてサムライ債を発行し、地下鉄や道路建設に充当している。金額においても必ずしも小さなものではないし自治体としての本格的な金融活動と見ていいであろう。

第8表. 韓国地方自治体の海外証券発行の現状

市・道	証券の種類	発行日付	金額	内容	発行目的	主幹事社
ソウル	Yankee Bond	1997年7月	3億 ^{ドル} *	金利7.875%、10年満期	地下鉄建設用資材の導入	LehmanBrothers
仁川	Samurai Bond	1996年	60億円	金利3.7%、10年満期	地下鉄の建設	Nomura Sec.
大邱	Samurai Bond	1996年6月	60億円	金利2.8%、5年満期	地下鉄建設資材の導入	Daiwa Sec.
済州	Samurai Bond	1997年7月	200億円	金利3.05%、10年満期	団地連携道路の拡張整備	Nomura Sec.
京畿	Samurai Bond	1997年9月	110億円	金利2%、5年満期	道路建設事業の利用	Daiwa Sec.
大邱	Yankee Bond	1997年10月	3億 ^{ドル} *	金利7.375%、10年満期	循環道路の建設	JP Morgan
釜山	Samurai Bond	1997年10月	60億円	金利2.05%、5年満期	高速道路建設財源の調達	Nikko Sec.

(出所) 韓国. 金・張 (KIM&CHANG) 法律事務所提供資料

先に韓国は日本以上に中央統制の強い国家であると述べたが、このような事例を見ると逆に日本以上に、部分的ではあろうが、分権的であるのかもしれない。事実、北九州市、福岡市、下関市において、これまで海外市場での起債の例はなくこの部門での金融力に欠けている。勿論、わが国における地方債の起債は、これまで許可制（地方自治法第250条）の下に置かれ自治体の自由は強く制限されてきたから、国内はともかく海外での起債などは例外（東京・横浜・神戸市等）を除きなかった。しかしながら、同様の許可制（地方自治法第115条）の下にある韓国において、自治体が海外市場において相当規模の起債を行なっているのは大いに学ぶべき点があるのではないか。幸いなことに、わが国の地方債の起債制度も2006（平成18）年度から「協議制」に移行するとともに、昨年度から財政事情によっては前倒しの形で実質的に自主起債が可能になっている。過去において福岡市が海外での起債を試みたが、諸般の事情で取り止めた経過があるようであるが、分権化の進んだ今日ではすでに自主的な判断が可能状況になっている。

その意味で、日韓の自治体の金融面における活動領域はこれまでに比べ大幅に拡大できるものといえよう。韓国の「IMF事態」も数年中に解消されることになるであろうから、わが国と同様の分権化への流れの中で一つの可能性としての「越境型自治体連合債」の試みも、実現出来る時代に入っているのかもしれない。^(注14)

【注】

-
- (注1) 例えば、郭 洋春 著「韓国経済の実相」—IMF 支配と新世界秩序— つげ書房（1999年7月）等が、明解な見解を展開している。
- (注2) 詳しくは、首藤 恵 「韓国と台湾の金融成長と金融自由化」明治大学経済学論集 Vol. 1、No. 1（1989年3月）を参照のこと。ここでは1964年までの「金融テイクオフ以前の金融停滞期」、65～71年の「外資導入に支えられた金融テイクオフ期」、72～78年の「制度金融の停滞期」、79～80年代前半の「金融自由化のもとでの金融成長期」という区分を行なっている。
- (注3) 政府は財閥による銀行所有・支配により、その「私金庫化」することを抑止するため、銀行の株式所有持ち分の限度（同一人または関係人）を設け、市中銀行の場合は8%（94年12月から4%）、地方銀行の場合は15%とした。
- (注4) 「通貨安定勘定預託の免除」＝韓国銀行は流動性規制のため通貨安定証券を発行するか、韓国銀行通貨安定勘定を設け金融機関に預託をさせる。外銀はこれを免除されその分運用資産にゆとりを持つことになる。「拘束性預金の黙認」＝金融機関が与信と連動するかたちで拘束性預金を貸出金の10%を要求しているのを1984に廃止したが、外銀には20%内外の要求預金の要求を黙認している。「外貨貸出利子の法人税免除」＝外銀支店が償還期限360日以上を条件とする外貨貸出を行ない、そこから得た利子・手数料に対しては、所得税及び法人税を免除する。この租税優遇措置は外銀にとって極めて魅力的なものと言われている。
- (注5) 李 哲松 「韓国の金融制度の特質」証券経済159号(1987年3月)p215の数字を引用。
- (注6) 韓国の地方銀行の出発点は、経済計画を推進する上で地域ごとの資金の動員を強化する必要が増大したことや、計画を推進していく中で生じた地域格差の拡大を解消するためであった。1967年1月の大統領年頭教書に地方銀行の必要性が述べられて以降、各地の商工会議所が主軸になって設立運動が展開されていった。同年2月23日、韓国銀行監督院内で「地方銀行設立指導委員会」が設置され、設立候補地、資本金規模、支援方法とその限界などについて設立方針が確定された。
- (注7) 地方銀行と市中銀行との金利差の推移を見ると、地銀の貸出金利が市銀のそれより1967年には4%、72年2.5%、80年8月から1%高かった。しかし88年12月からは10～15.25%で市中銀行と同一である。預金金利は、92年4月現在で1年以上定期で市銀より0.5%高い金利を適応している。
- (注8) 韓国の地方銀行は3グループに大別され、最大規模の大邱銀行から顕著に小さい規模の済州銀行がある（上位：大邱・釜山、中位：慶南・光州、下位：全北・済州）。
- (注9) 韓国の地域金融機関には、現在、地方銀行6行の他に146の相互信用金庫、1,335の信用協同組合があり、

また相互金融、セマウル金庫については相互信用金庫の数を上回ると言われている。ちなみに相互信用金庫の1金庫当たりの平均的預金量は1470億ウォン(138億円)であり、地方銀行の49,037億ウォン(4590億円)を下回るものの131億ウォンの信用協同組合を上回っているとされている。

- ①10) 韓国銀行調査第1部金融制度課の文書によれば、①地方銀行の営業区域は各行の定款記載事項であり、営業区域を拡大または全国銀行化するためには銀行法第9条の規定に依拠して銀行監督院庁に推薦によって金融院の許可を受けて定款変更が必要である。短期的には前回の隣接市道進出許容措置(90年2月)に続いて、漸次遠隔市道に相互進出の許容を検討する。②現在の銀行合併は2行以上のものに関して規定されているの銀行と非銀行金融機関との合併の規定の新設が必要である。等の検討がなされている。
- ①11) 現在は、金融機関または他の株式会社への10%以上の出資は銀行監督院の承認事項である。
- ①12) 朴泰珍「韓国版ビッグバンの現状と課題」全銀協「金融」97年11月号 p23.
- ①13) 韓国とは異なり、直接投資を積極的に受け入れながら成長政策を取ってきたASEAN諸国でも、地域金融機関の脆弱性が国内地場中小企業の発展を大きく遅らせている。地場中小企業のレベルアップがあつて初めて新規の外国投資を誘致できるのであるから、ASEAN諸国も韓国と同様に地場中小企業の育成とそのための地域金融機関(地場銀行)の成長が必要なのである。詳しくは奥田英信著「ASEANの金融システム」東洋経済新報社(2000年6月)を参照のこと。要約的には日経新聞「経済教室」(2000年11月1日)「地場銀行の育成こそ重要一が最適であろう。」
- ①14) 筆者のこの提案は、北九州市と九州通産局等が(財)九州地域産業活性化センターの場で検討した「国際交流拠点形成による北九州都市圏地域振興計画策定調査報告書」(2000年3月)所謂『平成の出島構想』の“環黄海地域における共通ルールの提案“<金融に関する施策>に”環黄海地域連合債の構築“(p145)という形で採りいられている。

【参考文献】

(日本語文献)

- 安倍誠「韓国／急速な景気回復、長引く不良債権」アジア研ワールド・トレンド(2000年6月号)
- 伊東和久編「発展途上国の金融改革と国際化」アジア経済研究所(1995年2月)
- 伊東和久・山田俊一編「経済発展と金融自由化」アジア経済研究所(1993年3月)
- 奥田英信著「ASEANの金融システム」東洋経済新報社(2000年6月)
- 郭洋春「韓国経済の実相」つげ書房新社(1999年7月)
- 河合正弘編著「アジアの金融・資本市場」日本経済新聞社(1996年5月)
- (財)環日本海研究所編「北東アジア経済白書」2000年版 毎日新聞(2000年1月)
- 慶応義塾大学地域研究センター編「アジアの金融・資本市場」慶応義塾大学出版会(2000年2月)
- 小牧輝夫著「国際化時代の韓国経済」アジア経済研究所(1990年3月)
- さくら総合研究所・環太平洋研究センター編「アジアの経済発展と中小企業」日本評論(1999年9月)
- 真田幸光「公的資金と血を流す銀行淘汰で韓国金融は生き返りつつある」エコノミスト(1999年5月18日号)
- 司空壹著「韓国経済新時代の構図」東洋経済新報社(1998年5月)
- 首藤 恵「韓国と台湾の金融成長と金融自由化」明海大学経済学論集(1989年3月)
- 鈴木満直著「解放下における韓国の金融システム」勁草書房(1993年6月)
- 谷浦孝雄編「21世紀の韓国経済」アジア経済研究所(2000年3月)
- 沈 晩燮「韓国経済発展の展望と課題」明石書店(1994年11月)
- 新美一正「金融自由化と金融システムの効率性変化—韓国銀行業のケーススタディー—」日本総研 Japan Research Review(2000年6月号)
- 朴 泰珍「韓国版ビッグバンの現状と課題」全銀協「金融」(1997年11月号)
- 深川由紀子著「韓国・先進国経済論」日本経済新聞社(1997年4月)
- ブーズ・アレン&ハミルトン著「韓国報告書」朝日新聞社(2000年3月)
- 水野順子「韓国経済の自由化と1997年のデフォルト危機」アジア研ワールド・トレンド(1999年7月号)
- ユン・ミー・キム他「韓国における財閥と金融部門のリストラ」国際東アジア研究センター「東アジアへの視点」(2000年3月号)
- 李 碩命・李 政秀共著「銀行概論—韓国銀行制度—」白桃書房(1994年6月)
- 李 哲松「韓国の金融制度の特質」証券経済研究所「証券経済」(1987年3月号)

(韓国語文献)

- 韓国銀行「地方銀行の発展過程」(2000年6月)
同 「地方銀行の営業現況と活性化の方策」(1990年4月)
同 「地方銀行の営業現況と経営上の制約要因」(1999年6月)
同 「わが国の金融制度」(2000年2月)
同 「韓国の金融・経済年報 1945~2000」(2000年6月)
韓国金融研究院「市中銀行と地方銀行の収益性及び資金効率性比較分析」(1994年)
産業研究「中小企業支援制度の活用実態と効果分析」(1992年3月)
中小企業庁産業研究院「中小企業支援体系効率化方案」(1999年7月)
金融監督院「銀行経営統計」各年版
王 然均 「わが国地方銀行の現況と改善政策」金融研究(1991年12月)
姜 起春 「地域金融の役割」 済州銀行「地域金融済州レビュー」97年
金 ソンベ 「地方債の効率的な管理と運用戦略」 <http://publica.chungju.ac.kr> (国立忠州大学校)
江原銀行調査部「地方自治と地方銀行の役割」江原情報(1995年10月号)
慶南銀行調査部「地方自治時代における地方銀行の発展方向」(1995年7月)
大邱銀行「わが国の地方銀行の発展方策」大邱・慶北経済レビュー(1995年7月号)
李 榮淑 「地方銀行の電算化と向後課題」大邱銀行経済レビュー (1995年7・8合併号)

(英語文献)

- Cheju Bank “*Annual Report*” 1999
Daegu Bank “*Annual Report*” 1999
Kwangju Bank “*Annual Report*” 1999
Pusan Bank “*Annual Report*” 1999
Baekin Cha and Hae Wang Chung “*Financial Sector Reform and Corporate Sector Reform in Korea*” KIF(Korea Institute of Finance)(2000.7.24)Tasks Paper
IMF Monetary and Exchange Affairs Department “*The Korean Financial Crisis of 1997— A Strategy of Financial Sector Reform*” (March 1999)
IMF Research Department “*Credit Allocation and Financial Crisis in Korea*” (February 1999)
Samsung Economic Research Institute “*Prospects for the Financial Market and Financial Industry after Financial Sector Restructuring*” (July 1999)
Northeast Asia Economic Forum,Hawaii Asia-Pacific Institute “*Regional Economic Cooperation in Northeast Asia*” (August 1997)
Tae-Jun Kim “*A Schedule for Preventing Future Asia Liquidity Crises*” KIEP(Korea Institute for International Economic Policy) (2000.11)
Yunjong Wang “*The Asian Financial Crisis and Need for Regional Finance Cooperation*” KIEP Working Paper 99-14.(1999.9)